

ほくぎんWeb口座(貯蓄預金)規定

株式会社北陸銀行

1. 通帳の不発行

貯蓄預金を開設するにあたっては、貯蓄預金規定にかかわらず通帳は発行しないものとします。

2. 通帳不発行にかかる特約

- (1) 本契約では必ずキャッシュカードを発行します。
- (2) 本契約では預金者はほくぎんダイレクトバンキングサービス（ダイレクトA）（以下ダイレクトAといいます）もしくは北陸銀行ポータルアプリ（以下ポータルアプリといいます）を契約するものとし、貯蓄預金の残高・入出金明細等はダイレクトAの取引照会サービスもしくはポータルアプリのWeb照会サービスにより確認するものとします。（定期的なお取引明細の送付等はありません。）
- (3) 預金者が取引明細書の発行を希望する場合は、当行所定の手数料を支払うものとします。
- (4) 貯蓄預金の払戻しをするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により、記名押印（または署名記入・暗証入力）して、この預金口座のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を当店の窓口へ提出するものとします。
- (5) 上記の場合のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合は、当該預金規定に定める通帳に代えて、当該預金のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を当行の窓口へ提出するものとします。

3. 特約の解約

次の一つにでも該当した場合には、当行は預金者に通知することなく上記2の特約を解約することができるものとします。この特約が解約された場合は、解約日から貯蓄預金規定のみが適用されるとともに通帳が発行されるものとします。

- (1) ダイレクトAおよびポータルアプリのいずれも解約された場合
- (2) 上記2の特約に違反した場合。

4. 規定の準用

- (1) 本規定に特段の定めがない場合は、貯蓄預金規定、キャッシュカード規定、ほくぎんダイレクトバンキングサービス（ダイレクトA）ご利用規定および北陸銀行ポータルアプリ利用規定を準用するものとします。
- (2) 本規定、貯蓄預金規定、キャッシュカード規定、ほくぎんダイレクトバンキングサービス（ダイレクトA）ご利用規定および北陸銀行ポータルアプリ利用規定の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。

5. 規定の変更

この預金規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭掲示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以 上

（2026 年 10 月 13 日現在）